

# 関西 P2M 研究部会運営規約

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、『関西 P2M 研究部会』と称する。

(本部及び他の地域研究部会との連携)

第 2 条 本会は、PMAJ 本部の『P2M 研究部会』及び他の地域 P2M 研究部会と連携を密にして運営を行う。

## 第 2 章 活動目的

(P2M 研究部会のミッション)

第 3 条 PMAJ のスタンダードである P2M を基軸として、P2M の、企業・団体経営、事業部運営、プロジェクト運営への適用、P2M の特定領域に関する掘り下げた研究および、P2M 活用事例の収集などを行うことにより、会員間交流を深め、P2M 普及や改善への提言を行う。

(関西 P2M 研究部会の目的)

第 4 条 関西（大阪、京都、兵庫、奈良、滋賀、和歌山）に在住する PMAJ 会員が P2M 理念の理解を異文化交流を通じて深め、具体的な実践事例として集積し広く活用を図るとともに、研究部会会員の P2M 知識レベルの底上げを図る。

2 研究部会会員が享受できる利点

- 1) 多様な人材とのネットワークを形成できる。
- 2) 自己啓発や気づき及び新たな発想の芽生えにつながる。

## 第 3 章 研究部会会員

(研究部会会員資格)

第 5 条 研究部会会員は原則、PMAJ 会員資格を有するものとする。但し、アドバイザーなど、研究部会として特別依頼された方は、例外とする。

又、会員の推薦で、これから PMAJ 会員になる意思のある方、あるいは P2M 資格取得を目指す方の参加も了とする。

(入会手続き)

第 6 条 研究部会会員として入会しようとするものは氏名、職業等を本会代表者に連絡し、所定の申込用紙を提示する（別紙 1：「関西 P2M 研究部会・入会申込書」参照）。

(入会承認の手続き)

第 7 条 本部会代表者は入会申込者が第 3 条に定める研究会のミッションや第 4 条に定める研究部会の目的を理解していると認めるときは、幹事会の承認を経て、入会を認

め、入会申込者に対し、これを通知する。

但し、オブザーバ参加は自由とする。

(退会)

第8条 会員が、本部会を退会しようとする場合は、本部会代表者に、その旨を伝えて任意に退会することができる。

(研究会会員の資格停止)

第9条 本部会会員が次のいずれかに該当するときは、幹事会の決議（原則3分の2）を経てこれを除名することができる。

(1) 本部会の運営規則に違反したとき

(2) 本部会の名誉を毀損したり、目的に反する行為をしたとき

#### **第4章 運営の基本及び運営体制**

(主査と副主査)

第10条 本部会の代表者として主査を1名、補佐役の副主査を複数名おくこととし、任期は原則2年で再任は妨げないものとする。

幹事会の合意で選出するものとする。

(幹事会と幹事会メンバー及び分科会リーダー)

第11条 幹事会は主査、副主査、幹事を中心に構成する（別紙2：「関西 P2M 研究会運営体制」参照）。

幹事は主査が指名し幹事会で承認を得る。

分科会リーダーはテーマごとの分科会メンバーの推薦により、主査が承認する。

副主査と分科会リーダーあるいは幹事と分科会リーダーの兼務は了とする。

2 幹事会は重要事項の審議を行うために、主査が適宜招集する。

(1) テーマの選定審議

(2) 幹事、分科会リーダーの認定

(3) 会員の入会、退会

(4) その他、緊急重要事項の決定

(アドバイザー)

第12条 各分科会テーマの有識者に、アドバイザーを委嘱することができる。

アドバイザーは分科会リーダーが指名し、主査の了解を得て、幹事会に報告する。

(顧問)

第13条 本部会には顧問を複数名置くことができる。顧問は主としてと研究部会の功勞者にお願ひし本部会運営についての助言を得る。

顧問は主査が選定し、幹事会の承認を得る。

(研究部会の運営)

第14条 本部会会員が一同に介した全体会議を、四半期ごとに開催する。全体会議は主査が主催し、次の事項について報告する。

- 1) PMAJ 本部、各地域の活動状況
- 2) 各分科会の活動状況
- 3) P2M に関連する最新情報

また年度末には、年度成果を報告する最終報告会を開催する。

(分科会テーマ設定と年度計画)

第15条 本部会の年度は原則4月から翌年3月までとし、分科会テーマの設定を行う。

分科会テーマは年度初めに新たなテーマを公募(別紙3:「関西 P2M 研究部会テーマ応募用紙」参照)し、幹事会で審査し、決定する。

各分科会リーダーは、年度の活動計画をつくり、第1回全体会議で報告する。テーマは継続でもよいが、年度毎の成果報告書は作成する。

(分科会活動)

第16条 本部会のテーマ毎の活動は分科会活動とする。分科会活動は毎月の開催を基本とする。

- 1) 各分科会は、分科会リーダー中心に自主運営とする。
- 2) 各分科会は、全体会議で進捗を報告するとともに、他分科会との交流を図る。

(報告書まとめと広報)

第17条 最終報告会の資料に基づき、主査が認定した分科会は成果報告書をまとめる。成果報告書は製本化し、広報活動と、P2M 普及啓蒙に貢献する。

以 上